

深浦町新型コロナウイルス対応資格取得支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により離職し、就職活動している者（以下「求職者」という。）が、仕事や就職に役立つ資格又は免許を取得した場合、予算の範囲内において深浦町新型コロナウイルス対応資格取得支援助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、深浦町補助金等の交付に関する規則（平成17年規則第45号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 求職者 公共職業安定所を通じた求職活動を行っている者
- (2) 資格等 仕事や就職に役立つ資格又は免許であって、厚生労働省で指定する一般教育訓練給付指定講座に掲げるものその他町長が特に認めるものをいう。
ただし、各大学・大学院等で実施される資格試験を除くものとする。

(助成金の交付対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に該当する者とする。ただし、既に同様の資格等の取得について深浦町資格取得支援事業費補助金の交付を受けた者については、助成金の交付対象外とする。

- (1) 深浦町に住所を有する満65歳未満の者（未成年者の場合は、保護者も町内に住所を有すること。）で、今後も引き続き町内に居住する意思のある者
- (2) 資格等の取得に必要な経費を既に支払った者
- (3) 町税等を完納している者（未成年者の場合は、保護者が町税等を完納していること。）
- (4) 深浦町暴力団排除措置要綱（平成24年6月18日告示第36号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等でない者

(助成金の交付対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、求職者が令和2年4月1日以降に取得した資格等に要した経費で、次に掲げる経費とする。

- (1) 講習会等の受講料（教材費等を含む。）
- (2) 受験料
- (3) 資格等の登録料

(助成金の額)

第5条 町長は、第3条に規定する対象者が取得した資格等に要した前条に規定する対象経費の実支出額の合計額の2分の1に相当する額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）又は10万円のいずれか少ない額とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（資格等を取得した者が未成年者の場合は保護者。以下「申請者」という。）は、当該年度の末日までに、助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 運転免許証等本人確認ができるものの写し
- (2) 資格取得等経費が分かる書類の写し
- (3) 資格取得等が証明できる書類の写し
- (4) 雇用保険被保険者離職証明書又は解雇通知書等の写し
- (5) 求職者のハローワークカードの写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 前項の助成金交付申請書をもって、当該助成金に係る実績報告書とみなすものとする。

(助成金の交付決定等)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の助成金交付（不交付）決定通知書をもって、交付の額の確定通知とみなすものとする。

(助成金の請求)

第8条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）が、助成金の請求をしようとするときは、助成金請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定の取消し等)

第9条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合には助成金の交付決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 助成金交付の条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請及び不正手段により助成金を受けたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年1月1日から施行する。